

蓄電池の国内生産基盤確保のための 先端生産技術導入・開発促進事業 (二次公募)について

2022年8月

留意事項

- 本資料において説明する内容は、あくまで現時点(2022年8月3日)での案です。
※下記URLの事務局Webページに掲載している内容と同じものになります。
(https://www.nri.com/jp/service/mcs/koubo/storage_battery_2022)
- 最終的な制度内容は、公募開始段階で公表する資料をご確認ください。
- 制度に関する質問は、電子メールにて、以下のアドレスまでお送りください。
いただいた質問については、野村総合研究所および経済産業省等のHPで公表するQ&Aの作成に活用させていただく場合があります。

事務局公募関連受付 meti-batt-koubo2@nri.co.jp

蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業

事業概要

- 先端的な蓄電池・材料・部材の生産技術、リサイクル技術を用いた大規模製造拠点を国内に立地する事業者に対し、そのために必要となる建物・設備への投資及びこうした生産技術等に関する研究開発に要する費用を補助。

※設備投資、研究開発双方の提案が必須

補助要件

(1) 技術的先進性

- 先端的なリチウムイオン電池(エネルギー密度の向上等)
- 先端的なリチウムイオン電池の部材・材料
- 電池材料のリサイクル

(2) 大規模投資 ※要件の一覧を参考

(3) 設備の転用可能性

- 車載用電池の場合、定置用の生産にも転用可能な構造の設備とすること

(4) 国内サプライチェーン強靱化への寄与

- サプライチェーンリスクの軽減策の実施
- CO2排出低減・責任調達への対応
- サイバーセキュリティリスクへの対応 (BMS等)

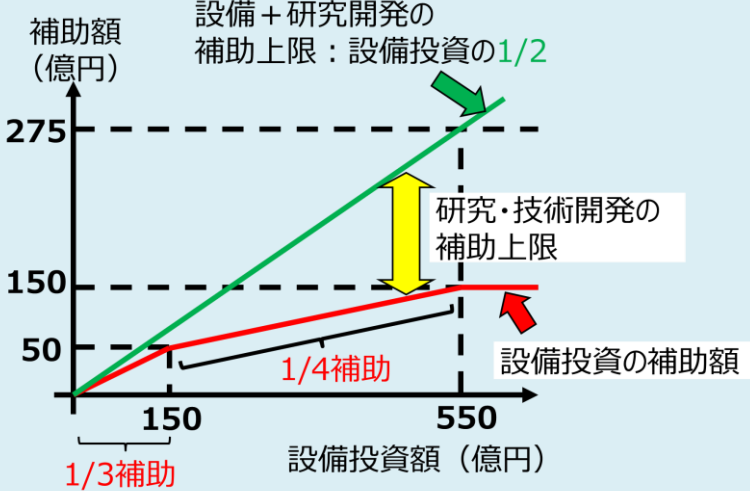
補助率・補助上限

(1) 設備投資

- 補助対象経費150億円までは、補助率 **1/3**
- 150億円を超える部分については、補助率 **1/4**
- 補助上限額 **150億円**

(2) 研究開発 補助率 **1/2**

※(1)による補助額との合額が、(1)の補助対象経費の1/2を超えない範囲



■ 補助スキーム (事業期間: 5年間)



◆ お問合せについて

制度に関する情報は、以下URLの事務局ホームページに順次掲載予定です。

https://www.nri.com/jp/service/mcs/koubo/storage_battery_2022

補助要件について①（対象となる設備投資）

- 以下に該当する蓄電池、蓄電池材料・部材、蓄電池リサイクルに関する設備投資が対象になります。

	車載用（駆動用）蓄電池		定置用蓄電池	材料・部材	リサイクル
	乗用自動車（軽除く）用	軽自動車/重量車(※1)用			
(1) 技術先進性要件					
技術要件	以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するリチウムイオン電池であること	以下の(1)~(3)のいずれかに該当するリチウムイオン電池であること	以下の(1)~(3)のいずれかに該当するリチウムイオン電池であること	左記に掲げる蓄電池に使用される材料・部材が生産可能な設備投資であること	廃棄される車載用(駆動用)・定置用リチウムイオン電池又はその処理物、工程端材等からリチウムイオン電池材料へとリサイクルする工程を含む投資であること(※2)
	(1)生産する蓄電池セルの形状に応じて、以下の要件を満たすこと		(2)蓄電池の内部構造が、一般的に普及している蓄電池の構造とは大きく異なるものであり、将来に渡って、定置用蓄電池として利用することが期待できる技術的優位性を有するもの		
	a)蓄電池セルの外装が角型の缶又はラミネートのパウチであるもの場合、以下のいずれの要件も満たすもの ・蓄電池セルの体積エネルギー密度が500Wh/L以上であること ・正極のニッケル比率が5割を超えるものであること b)蓄電池セルの外装が円筒形の缶であるもの場合、以下のいずれの要件も満たすもの ・蓄電池セルの体積エネルギー密度が650Wh/L以上であること ・外装缶の外寸が、直径21mm、高さ70mmよりも大型のものであること（いずれも超える必要がある）				
(2)蓄電池の内部構造が、一般的に普及している蓄電池の構造とは大きく異なるものであり、将来に渡って、電動車の駆動用蓄電池として利用することが期待できる技術的優位性を有するもの		(3)上記以外の電池であって、既に一般的に広く流通している類似の電池※と比較して、エネルギー密度、充放電特性、安全性、寿命等のいずれかの性能において、最先端であるもの ※蓄電池の内部構造及び正極材等の組成が類似しているもので比較する			

※1 トラック、バス等を想定

※2 廃棄されるリチウムイオン電池を処理する工程を含む場合には、車載用(駆動用)・定置用リチウムイオン電池を処理出来る工程である必要があります。

補助要件について②（対象となる設備投資）

	車載用（駆動用）蓄電池		定置用蓄電池	材料・部材	リサイクル
	乗用自動車（軽除く）用	軽自動車/貨物自動車用			
（１）技術先進性要件					
生産性要件	導入する生産技術が以下の要件を満たすこと ・蓄電池/材料・部材の生産性が従来よりも向上していること ※生産性の定義は、「償却費＋直接労務費＋エネルギーコスト」に対する生産物の割合 （例えば、蓄電池の場合、円/GWh） ※コスト計算については、試算で可 ※比較すべき既存の生産ラインがない場合、設備の最先端性を説明することで代替可			なし	
（２）投資規模要件					
	投資する設備について、1ライン当たりの生産能力が1GWh／年以上であること	投資規模（生産能力）が200MWh／年以上であること	投資規模（生産能力）が蓄電池1GWh／年(相当)以上であること	廃電池換算での処理量が1,000トン／年以上であること	
（３）設備の転用可能性					
新技術対応	・設備投資完了後の技術トレンドの変化にも対応できるものであること ・設備投資完了後、運転期間中においても、研究開発・デジタル投資等により補助対象設備に関するイノベーション・生産性向上に向けた取組を継続すること				
定置用への転用	軽微な設備変更又は運転条件の変更により、定置用蓄電池の生産にも転用可能な構造の生産設備とすること	なし	なし	なし	

上記に加え、以下項目を含めた審査を予定しています(詳細は応募要項公開をお待ちください)

（４）国内サプライチェーン強靱化への寄与：

サプライチェーンリスクへの対処、温室効果ガス排出低減、材料の倫理的調達、BMS等のセキュリティ管理 等

（５）その他の事項（国内経済への寄与等）：

事業全体の実施体制、投資対象の電池・材料の性能・競争力、投資全体の規模・継続性、地域経済への波及、投資創出、日本全体の技術強化に関する貢献

また、①建物取得費、②設備費、③システム購入費が対象経費となります

補助要件について③ （対象となる研究開発投資）

概ね5年以内に実用化を目指し実施する、以下の研究開発投資に要する費用のうち、採択審査・採択決定を経て、交付決定を受けた際の研究開発計画の対象費用が支援対象となります。※研究開発期間は2026年度までです。

- ・補助を受けて導入する設備の生産性を更に向上させるための研究開発投資
- ・補助を受けて導入する設備で生産する予定の生産物（電池、材料・部材、リサイクルによって生み出される材料）に関する研究開発投資
- ・補助を受けて導入する設備を活用して行う新技術の開発投資

また、以下の費用が対象経費となります。

- ①機械装置費等（機械装置等製作・購入費、土木・建設工事費、保守・改造修理費） ※
- ②労務費（研究員費・補助員費）
- ③その他経費（システム購入費、消耗品費、旅費、外注費、諸経費）
- ④委託費・共同研究費

※ ①には、以下費用は含みません。

- ・設備投資補助対象として導入した設備の保守・改造修理費
- ・研究開発目的で取得した機械装置等を設備投資補助対象として導入した量産設備に組み込むための土木・建築工事費/改造費

その他の事項について①

◆投資開始時期・終了時期の制約

【投資開始時期】

(1) 設備投資

原則として交付決定日以降の投資（発注）が支援対象。

ただし、2021年12月21日以降の投資（発注）分については、事業への応募時に、事前着手承認書（様式は今後公表予定）を提出し、事業採択された場合には、補助対象。

※事前着手する場合にも、三者見積もり等、費用の適切性を示す選定プロセスは必須。

※導入する設備が特殊であり、要求性能を満足する設備を製造できる者が三者いない場合等、三者見積もり以外の方法に依らざるを得ない場合には、経済産業省又は事務局（決定後）にご相談ください。

(2) 研究開発投資

交付決定日以降の投資（発注）が支援対象となり、事前着手は認められません。

なお、(1) (2) いずれについても、2021年12月21日よりも前に投資公表している案件については、補助事業の対象外となります。

【投資終了時期】

(1) 設備投資

原則として、2025年度中に検収を完了し、完了報告ができる投資が支援対象。

※特段の事情がある場合には、理由書及び遅くとも交付決定後1年以内に着工する旨の誓約書の提出を条件に、2026年度中まで延長することを認める場合があります。

(2) 研究開発投資

2026年度までに実施される研究開発計画に関する費用が支援対象。

その他の事項について②

◆投資した設備で蓄電池材料・部材以外の材料・部材の製造も可能である場合の扱い

⇒原則として、投資した設備で、蓄電池専用（※1）の用途となる材料・部材を生産する場合は、対象となります。ただし、事後報告の期間内（5年間）において、営業期間のうち概ね1/2以上が蓄電池専用用途の材料・部材の生産（生産準備含む）に供されることの見込みを申請時に示す（※2）こと、かつその実績を事後報告時に示す（※3）ならば、上記以外でも対象となる場合があります。。

※1 化学組成、純度、性能等が蓄電池専用であると言えるかどうかで判断します。ラベルで「専用」と表示している等の形式的区別があつたとしても、汎用材料・部材は「専用」とはみなしません。

※2 蓄電池専用の素材・部材以外も生産可能な設備投資が必要であることの合理的な理由を提示していただく必要があります。

※3 事後報告の期間内（5年間）において、営業期間のうち概ね1/2以上が蓄電池専用である実績を示せない場合、補助金を返納いただく可能性があります。

◆設備投資のみの補助申請が認められるか

⇒設備投資のみの投資計画の申請の場合は、支援対象とはなりません。

研究開発について、補助を申請しない場合にも、以下の一部又は全部に該当する研究開発に関する2026年度までの計画を提出していただく必要があります。

- ・補助を受けて導入する設備の生産性を更に向上させるための研究開発投資
- ・補助を受けて導入する設備で生産する予定の生産物（電池、材料・部材、リサイクルによって生み出される材料）に関する研究開発投資
- ・補助を受けて導入する設備を活用して行う新技術の開発投資

※研究開発について補助を申請しない場合には、補助対象経費等、補助金申請様式（今後公表予定）の中の一部事項の記載が免除とする予定です。

※採択審査の結果、研究開発に関する補助が認められず、設備投資に対する補助のみが行われる場合があります。この場合、研究開発部分の不採択決定以降は、研究開発に関する各種の手続きは原則免除となります。

その他の事項について③

◆研究開発投資の補助上限額が、設備投資金額に応じて変動する制度となっているが、最終的な設備投資金額が、確定検査段階で変動した場合、研究開発投資の補助上限の扱いはどうなるか

⇒補助額が減少する場合がありますが、増加することはありません。

(1) 設備投資補助の対象となる費用が交付決定時と比較して増加した場合
研究開発に関する交付決定金額が増加することはありません。

(2) 設備投資補助の対象となる費用が交付決定時と比較して減少した場合
研究開発補助金額の上限が減少する可能性があります。

具体的には、確定検査において設備投資補助対象経費と認定された金額を踏まえて再計算した研究開発補助の上限金額が、交付決定金額よりも低いときには、再計算した金額が補助の上限となり、補助金上限額が減少します。

※再計算した金額の方が交付決定金額よりも高い場合には、引き続き交付決定金額が補助上限となります。

補助金額の計算イメージ

※交付決定金額は、実際には、補助金申請額より減額される可能性があります。

投資計画A

設備投資総額 210億円
研究開発投資総額（5年）120億円

①設備投資総額から、設備補助額（満額）と総補助額（上限）を計算

設備投資補助額（満額査定の場合）： $150 \times 1/3 + (210 - 150) \times 1/4 = 65$ 億円
総補助額（上限）： $210 \times 1/2 = 105$ 億円

②①から計算される研究開発補助上限と実際の研究開発投資額を比較し、研究開発補助額（満額）を計算

研究開発補助額（設備投資総額から計算した上限）： $105 - 65 = 40$ 億円
研究開発投資額（投資総額の1/2）： $120 \times 1/2 = 60$ 億円

} 少ない方が上限となる

研究開発補助額（満額査定の場合）
：40億円

投資計画B

設備投資総額 60億円
研究開発投資総額（5年）10億円

①設備投資総額から、設備補助額（満額）と総補助額（上限）を計算

設備投資補助額（満額査定の場合）： $60 \times 1/3 = 20$ 億円
総補助額（上限）： $60 \times 1/2 = 30$ 億円

②①から計算される研究開発補助上限と実際の研究開発投資額を比較し、研究開発補助額（満額）を計算

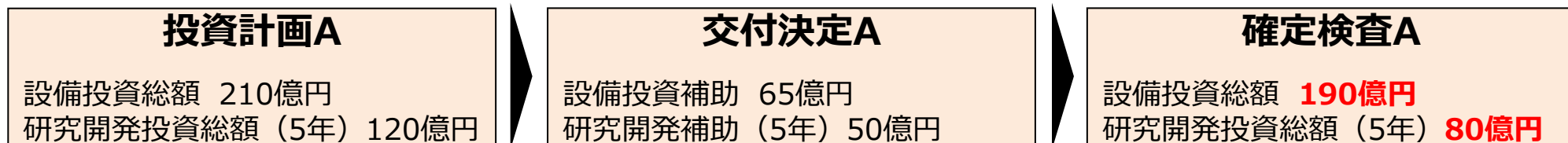
研究開発補助額（設備投資総額から計算した上限）： $30 - 20 = 10$ 億円
研究開発投資額（投資総額の1/2）： $10 \times 1/2 = 5$ 億円

} 少ない方が上限となる

研究開発補助額（満額査定の場合）
：5億円

補助金額の変動イメージ

※交付決定金額は、実際には、補助金申請額より減額される可能性があります。



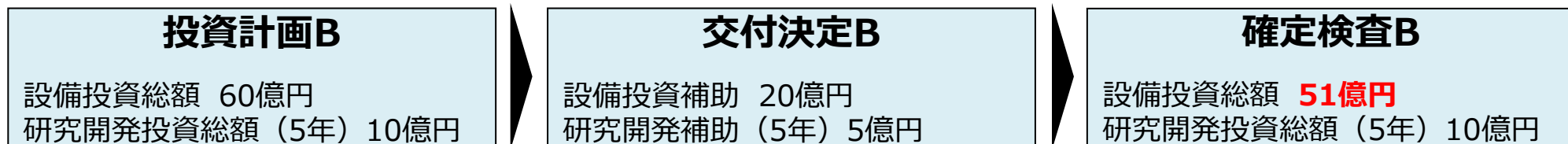
①確定検査の設備投資総額から、設備補助額（満額）と総補助額（上限）を再計算

設備投資補助額	:	$150 \times 1/3 + (190 - 150) \times 1/4 = 60$ 億円
総補助額（上限）	:	$190 \times 1/2 = 95$ 億円

②①から再計算される研究開発補助上限と交付決定金額、確定検査の研究開発投資総額を比較し、研究開発補助額を計算

研究開発補助額（設備投資総額から再計算した上限）	:	$95 - 60 = 35$ 億円	} 少ないものが上限となる
研究開発補助の交付決定金額	:	40億円	
確定検査の研究開発投資総額から計算した補助額	:	$80 \times 1/2 = 40$ 億円	

研究開発補助額 : 35億円



①確定検査の設備投資総額から、設備補助額（満額）と総補助額（上限）を再計算

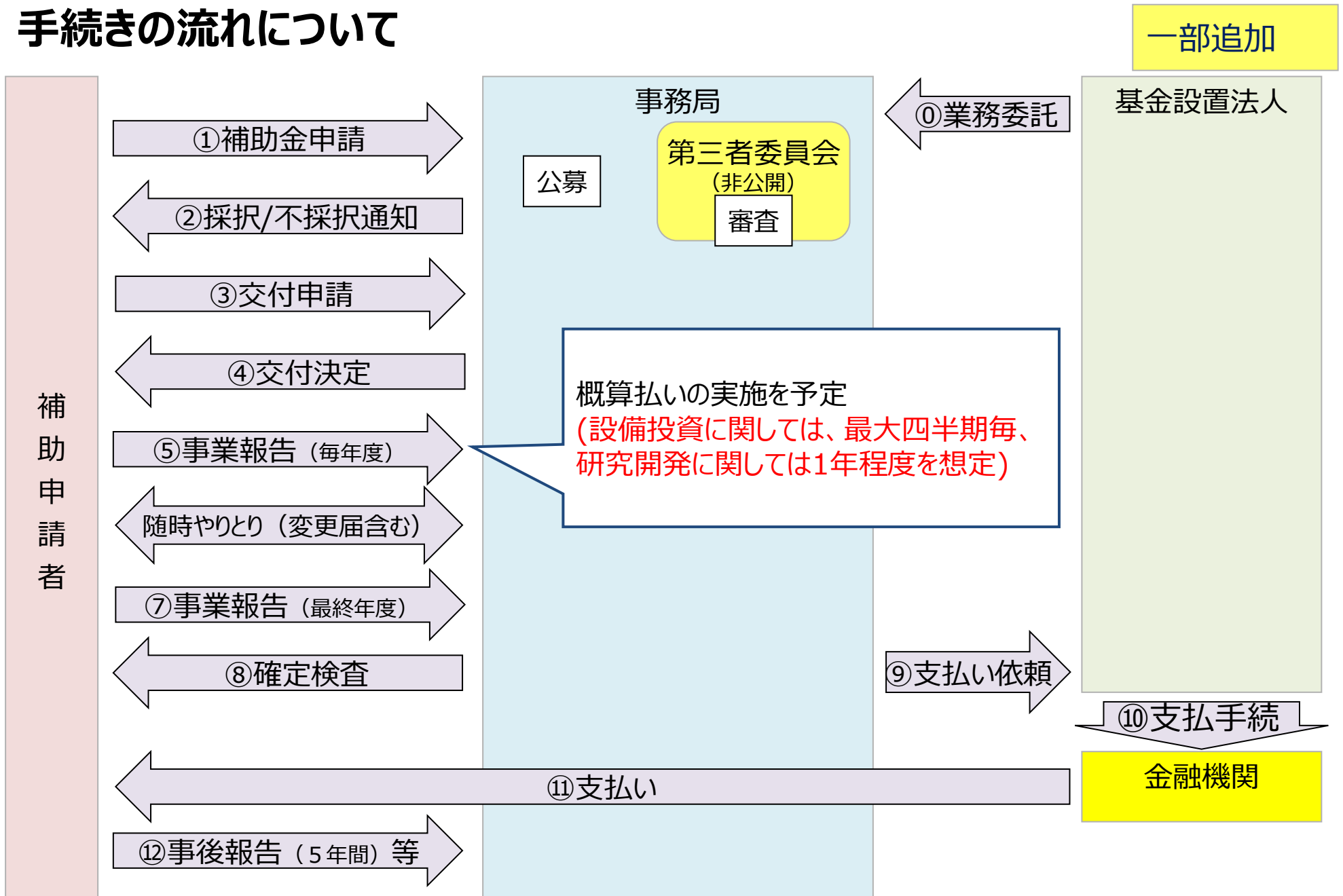
設備投資補助額	:	$51 \times 1/3 = 17$ 億円
総補助額（上限）	:	$51 \times 1/2 = 25.5$ 億円

②①から再計算される研究開発補助上限と交付決定金額、確定検査の研究開発投資総額を比較し、研究開発補助額を計算

研究開発補助額（設備投資総額から再計算した上限）	:	$25.5 - 17 = 8.5$ 億円	} 少ないものが上限となる
研究開発補助の交付決定金額	:	5億円	
確定検査の研究開発投資総額から計算した補助額	:	変動無し (5億円)	

研究開発補助額 : 5億円

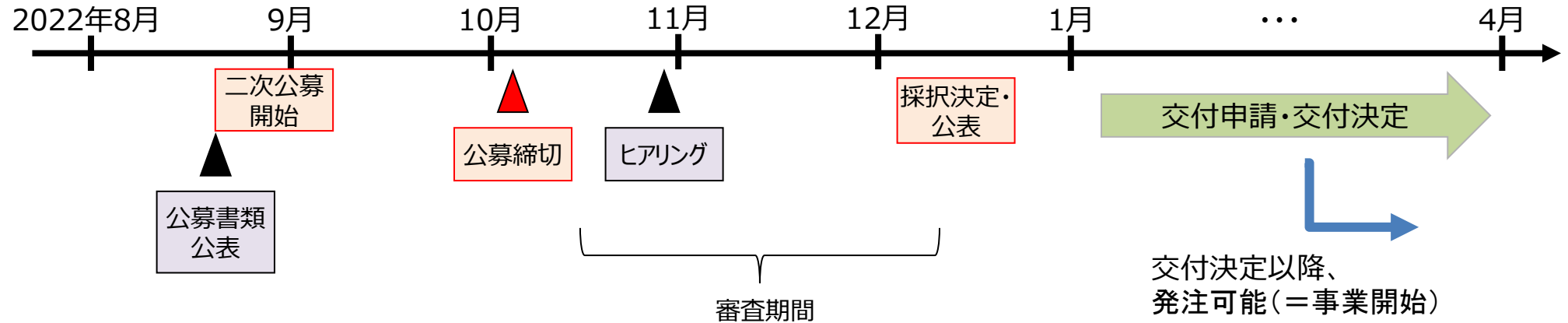
手続きの流れについて



スケジュールについて

※本スケジュールは8月3日時点での想定スケジュールです。
応募申請状況等でスケジュールが前後する可能性があります。

◆公募・採択スケジュール



2022年（令和4年）8月22日の週	公募・受付開始
2022年（令和4年）10月3日の週	公募締切
2022年（令和4年）10月中旬から	ヒアリングの実施
2022年（令和4年）12月中旬までに	採択公表

◆採択決定以降のスケジュール

原則として、交付申請受付は、2022年度内となります。
交付決定後は速やかに着手をしていただきます。

応募申請書の提出

- 補助金申請システム「jGrants」にて応募を受け付けます。

◆ 応募申請書の提出

本公募では、補助金申請システム「jGrants」にて応募を受け付けます(公募開始時にオープン予定)。本事業の応募にjGrantsを利用するにはgBizIDプライムの取得が必要ですので、ご準備ください。

(gBizIDプライムの取得には2～3週間を要する場合がありますため、余裕を持って準備されるよう十分ご注意ください)

共同申請の場合は、代表申請者（申請を代表する事業者）が取りまとめて提出してください。

◆ 応募様式

応募申請書様式は、補助金申請システム「jGrants」からダウンロードした「Wordファイル」「Excelファイル」で作成していただき、申請する金額・人数等の数値や文言に書類内での不整合がないか確認した上で、ご提出ください。